

産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領 改正の概要

1 石綿含有廃棄物を含む産業廃棄物の種類の追加について

石綿含有廃棄物等処理マニュアルの改訂により、石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは「汚泥」に該当する可能性がある旨が明記されたことを受けて、石綿含有廃棄物を含む産業廃棄物の種類について、所要の改正を行いました。

2 その他

- ① 水銀廃棄物ガイドライン及び石綿含有廃棄物等処理マニュアルの改訂を受けて、改訂年月日等の修正を行いました。
- ② 水銀含有産業廃棄物に係る許可関係事務について、所要の改正を行いました。
- ③ 収集運搬業許可証交付後の事務処理について、所要の改正を行いました。

【施行期日】

令和3年7月2日